



防災組合ニュース

THE BOSAI-KUMIAI NEWS

URL <http://nichibou.main.jp/> 日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号
電話 03-3813-9650 (代) FAX 03-3813-9460
事務連絡メール nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp 営業連絡メール nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 月度理事会の概要 1～4

情 報

◎ 危険物取扱者試験及び消防設備士試験の受験申請者及び免状交付申請者の皆様へ（手数料の改定について）

中央試験センター（東京都） 5

◎ 現行の試験手数料（旧手数料）で受験できる試験日程

中央試験センター（東京都） 6

◎ 平成 30 年度税制改正のあらまし

塚越税務会計事務所 所長 税理士 塚越正司
..... 7～10

事務局だより

- ・ 組合員情報 11
- ・ 共済制度について 11
- ・ 注文は今後も FAX で 11

2 月度理事会概要

召集年月日： 平成30年2月 5日（月）

開催日時： 平成30年2月15日（木）

開催場所： 文京シビックセンター 5階D会議室

理事総数： 9人

出席理事数： 7人

(1) 理事長挨拶

それでは定刻になりましたので理事会を始めたいと思います。
お忙しい中ご苦労様でございます。本日は業者の方がこられて
防犯カメラのデモンストレーションがありますので宜しくお願い
いたします。

(2) 業務報告

① 事務局運営・渉外

1月24日（水） 業務決裁・・・広江理事長（会社にて）

1月26日（金） 青年部新年会・・・新宿 居酒屋「とっとり」
出席者 20名

2月 6日（火） あんしん財団 澤村氏 来局 打合せ
ミツワ電機㈱ 田中氏 岩山氏 来局 打合せ

2月 9日（金） 業務決裁・・・ 広江理事長（会社にて）

2月13日（火） 経営診断・・・ 小出会計 副所長

2月15日（木） 2月度理事会・・・ 文京シビックセンター
5階D会議室

② 事務局報告

住所表記変更

株式会社 中山防災

旧 神奈川県川崎市宮前区馬絹 590番地

新 神奈川県川崎市宮前区馬絹 6-19-19

TEL 044-854-6461

FAX 044-855-4852

(敬称略)

(一社) 全国消防機器販売業協会 定時総会 KKRホテル

開催日 平成30年5月11日(金)

定時総会・表彰式 14:00～

記念講演会 16:00～

祝賀会 17:00～

日本防災設備協同組合 第51回 通常総会

開催日 平成30年5月24日(木)

東京ガーデンパレス 15:00～

③広報 2月10日 「防災組合ニュース」 471号 発送

④教育 消防設備士の受験の為の講習会を開催して欲しいとの要望が「広江理事長」より出た。
消防設備士に関する講習会に関しては、ほとんどの方が資格を取得している為、「開催をしても人が集まらない」との意見が出た。消防設備士にこだわらなくても良いのではないかとの意見も有り、現在「経営サポートセンター」より、経営に関する講師を派遣してくれる制度があるので、サポートセンターと連絡を取り日程の調整をする事となった。

⑤福利厚生・企画

古木副理事長より賀詞交歓会の収支報告が行われた。

予算内に収まった。又、今回は中島専務理事の提案でウエルカムドリンクを急遽ふるまった。各理事より非常に良かったのではないかとの事であった。

⑥財務・共同購買

1月の売上は前年の売上を落としてしまった。1月の後半より活気が出てきた。2月の中で前年の2月の売上はクリアーしているので残り2月、3月頑張りたい。

⑦研究開発部会

松原副理事長の紹介で「株式会社アスク」の小野寺氏よりポータブル防犯システムに関する説明を実際の防犯システムを持ち込み作動させて説明があった。

商品名は「TIGUARD (タイガード)」

5つの特徴がある

1：移動が簡単！自分で設置できる

2：いつでも現場を確認できる

現場の進捗が遠隔地から24時間確認可能。

iPhone・iPad・パソコンでライブ映像確認・録画再生可能。

SDカードで約5日間自動で録画

3：自分の声で指示や威嚇！

遠隔地から作業工程、映像を見ながらスピーカーを通してiPhone・iPad・パソコンから指示が可能である。

侵入異常の場合、遠隔地から設置先に向け、自分の声で音声威嚇が出来る

4：現場に行かなくてもセット・解除！

セキュリティのセット・解除を携帯電話から行える。

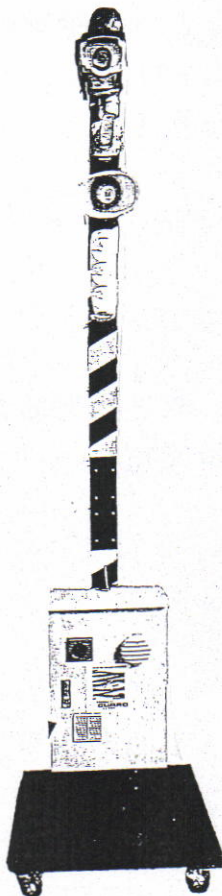
5：いたずら防止機能！

コンセントを抜くと警報が鳴り響き、メールが届く。

電源喪失後、約30分間は無停電装置により可動。

以上のような説明と実際に動作をさせてくれた。

又、今後必要であれば機材を持ち込み説明をして



又、今後も必要であれば機材を持ち込み、説明をしてくれる、との事であった。

⑧青年部

1月26日(金)新年会 新宿にて 参加者20名

青年部のカタログについて2月14日(水)保谷会長・水落課長がダンメン事務所にて広江理事長の意見を聞き、内容の訂正及び修正箇所を、再度チェックし、これを基にWebカタログを仕上げる予定。

⑨支部運営促進

中島専務理事より

支部会の改善点が今出ているが、その事に関して早急に討議するべきではないかとの事であった。

⑩その他の事業

保険加入の仕事は終わった。賠償、傷害とも前年並みの加入があった。

(3) 議案の審議

1号議案

防犯カメラについて

「TIGUARD」のデモンストレーションを正副支部長会議や支部会で実施してはどうかとの意見がでた。
各理事賛成であった。

次回理事会予定

平成30年3月15日(木)

文京シビックセンター 5-B 15:00~17:00

危険物取扱者試験及び消防設備士試験の 受験申請者及び免状交付申請者の皆様へ

～平成30年5月の申請分から手数料の改定が見込まれます～

- 平成30年1月26日に「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の試験手数料及び免状交付手数料の標準額が下表のとおり改定され、平成30年5月1日から施行されることとなりました。

表 改定された手数料標準額

		旧手数料標準額	新手数料標準額
危険物取扱者 試験手数料	甲種	5,000円	6,500円
	乙種	3,400円	4,500円
	丙種	2,700円	3,600円
消防設備士 試験手数料	甲種	5,000円	5,700円
	乙種	3,400円	3,800円
免状手数料	交付	2,800円	2,900円
	再交付	1,800円	1,900円
	書換え (本籍等)	700円	700円 (改定なし)
	書換え (写真)	1,600円	1,600円 (改定なし)

- 今後、この政令に基づき各都道府県において手数料条例が改正されますと、平成30年5月1日以後の申請分から、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の試験手数料及び免状交付手数料については、新手数料の額を納付していただくこととなります。
- その際には、当センターホームページ又は平成30年度試験案内等で手数料の額をご確認の上、納付いただきますようお願い申し上げます。
- ご不明な点がございましたら、当センター中央試験センター（電話番号：03-3460-7798）までお問い合わせください。
- 平成30年4月から6月までの試験を受験する方は、本年4月上旬に平成30年度試験案内が配布されるまでの間、平成29年度試験案内（同封の払込取扱票及び受験願書も含む。）を使用して受験申請してください。なお、同封の受験願書は、平成29年度と平成30年度は同じものです。
- 現行の試験手数料（旧手数料）で受験できる平成30年度の試験日程（危険物取扱者試験及び消防設備士試験）は裏面又は当センターホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>）でご確認ください。

現行の試験手数料（旧手数料）で受験できる試験日程

○ 平成30年度 危険物取扱者試験（4月～6月）

（東京都・中央試験センター分）

試験種類	試験日	受付期間	
		電子申請	書面申請
甲種	5月26日(土)	3月26日～4月6日	3月29日～4月9日
第1・2・3・5・6類	5月15日(火)	3月12日～3月23日	3月15日～3月26日
	6月12日(火)	4月9日～4月20日	4月12日～4月23日
乙種 第4類	4月8日(日)	2月19日～3月2日	2月22日～3月5日
	4月28日(土)	3月5日～3月16日	3月8日～3月19日
	5月12日(土)	3月12日～3月23日	3月15日～3月26日
	5月19日(土)	3月19日～3月30日	3月22日～4月2日
	5月28日(月)	3月26日～4月6日	3月29日～4月9日
	6月3日(日)	4月2日～4月13日	4月5日～4月16日
	6月9日(土)	4月9日～4月20日	4月12日～4月23日
	6月16日(土)	4月13日～4月24日	4月16日～4月27日
丙種	6月12日(火)	4月9日～4月20日	4月12日～4月23日

○ 平成30年度 消防設備士試験（4月～6月）

（東京都・中央試験センター分）

試験種類	試験日	受付期間	
		電子申請	書面申請
甲種	特類	3月26日～4月6日	3月29日～4月9日
	第1類	3月19日～3月30日	3月22日～4月2日
	第2・3・5類	3月26日～4月6日	3月29日～4月9日
	第4類	4月15日(日)	2月19日～3月2日
6月17日(日)		4月13日～4月24日	4月16日～4月27日
乙種	第1・2・3・5類	4月2日～4月13日	4月5日～4月16日
	第4・7類	4月2日～4月13日	4月5日～4月16日
	第6類	4月22日(日)	2月26日～3月9日
6月10日(日)		4月9日～4月20日	4月12日～4月23日

- 平成30年7月以降の試験日程は、今後配布される平成30年度試験案内をご確認ください。
- 受付期間をよく確認し、申請期間を厳守してください。受付期間外の受験申請はできません。
- 試験会場は、平成29年度試験案内をご確認ください。
- 合格された方の免状交付申請の手数料は、4月8日の乙種第4類危険物取扱者試験を除き、すべて新免状交付手数料となります。

平成30年度税制改正のあらまし

塚越 税務会計事務所
 所長 税理士 塚越 正司

特徴 (個人)所得税の見直しで多様な働き方に対応/(承継税制)税負担なく事業承継が可能な制度への抜本的改革

	基礎控除額 引き上げ		<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除額を現行から10万円増やし、一律48万円とする。 所得2,400万円超は、基礎控除額を段階的に減らし、所得2,500万円超では基礎控除額がゼロとなる。 	H32.1
	給与所得控 除額引き下 げ		<ul style="list-style-type: none"> 給与所得控除額を一律10万円減らす。 年収850万円超の給与所得控除額は、扶養親族に22歳以下の子供や介護を必要とする人がある場合を除き、上限を195万円とする。年収850万円以下の給与所得者については、基礎控除額の引き上げと合わせ控除額に影響なし。 	H32.1
	公的年金等 控除額引き 下げ		<ul style="list-style-type: none"> 公的年金から控除する額を一律10万円減らす。 公的年金収入が1,000万円超は控除額の上限を195.5万円とする。 公的年金以外の所得が、1,000万円超2,000万円以下の場合是一律10万円、2,000万円超の場合是一律20万円、更に控除額を引き下げる。 	H32.1
暮 ら し	配偶者等の 控除の 引き上げ		控除対象となる配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を、現行の38万円以下から48万円以下に引き上げる。	H32.1
	新しい税金 制度の創設		<ul style="list-style-type: none"> 「国際観光旅客税」を新たに創設し、日本出国時に一人当たり1,000円を徴収する。 「森林環境税」を新たに創設し、住民税に一人当たり1,000円を上乗せ徴収する。 	H31.1 H36
	青色申告特 別控除額の 引き下げ		青色申告特別控除額を現行の65万円から55万円に引き下げる。 ただし、e-Taxを利用し確定申告する場合、または作成する帳簿について、電子計算機を使用し保存している場合には、従来通り65万円とする。	H32.1
	たばこ税の 増税		平成30年10月より一定期間をかけて一本当たり3円の増税を実施。また、加熱式たばこについても一定期間をかけ段階的に増税(増税額は紙巻きたばこの約7~9割)する。	H30.10
	相続時の土 地評価減の 特例の要件 見直し		<ul style="list-style-type: none"> 居住用不動産の特例(土地の8割評価減特例)における要件の厳格化 貸付用不動産の特例(土地の5割評価減特例)の範囲が、3年超事業的規模で経営している貸付事業用不動産等に限定される。 	H30.4
	事業承継 税制の拡充		<ul style="list-style-type: none"> 後継者が要件を満たして、中小企業の株式を承継した場合の相続税の納税猶予割合を、現行の53%から100%に拡大し、後継者の負担を実質ゼロにする。 適用要件についても大幅に緩和する(平成30年から10年間の特例措置) 	H30.4
企 業	所得拡大促 進税制の改 組		従業員の給与総額、平均給与額が一定額増加した場合、一定要件を満たした場合の減税額を、給与増加額の15%~25%(大企業については15%~20%)とする。 ただし、税額控除額は当期の法人税額の20%を限度とする。	H30.4
	大法人の電 子申告の義 務化	-	大法人(資本金1億円超)の平成32年4月以降に開始する事業年度の法人税・消費税の申告について、e-Taxによる申告を義務化する。	H32.4
	先送り 今後の検討課題	-	<ul style="list-style-type: none"> 年金課税について、世代間、世代内の公平性を維持する課税のあり方の検討 小規模企業等に係る税制の在り方について、所得税・法人税を通じて検討 シングルマザーに対する税制の対応を検討 	-

*内容の詳細及びその他の改正事項については、条文または税制改正大綱の本文での確認をお願いします。

*減税となる改正は、別途一定の適用要件が設けられていますので、ご注意ください。

不動産を活用した税務対策のご紹介

お客さまサービスの 일환として、不動産を活用した税務対策のご紹介をしています。
例えば次のようなテーマについて、協力企業の専門スタッフと連携してニーズにお応えします。
ご興味があるテーマがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

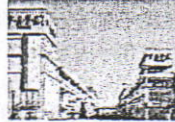
①相続対策



②マイホーム



③賃貸経営



④介護事業



⑤テナント誘致

⑥リフォーム

⑦保育事業

⑧土地の売却

⑨不動産の証券化

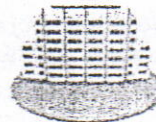
所有している土地を活用するケース

現預金と空き地



相続税評価額	
現金	1億円
土地	1億円
合計	2億円
相続税	4,600万円

1億円で建物を建築



相続税評価額	
建物	4,200万円
土地	7,800万円
合計	1億2,000万円
相続税	1,600万円

3,000万円減少!

※相続税は法定相続人が2人である場合の仮定です。

資金調達して土地から探すケース

現預金



相続税評価額	
現金	2億円
合計	2億円
相続税	4,600万円

1億円資金調達し
3億円で土地建物を取得



相続税評価額	
建物	6,300万円
土地	1億1,700万円
借入金	▲1億円
合計	8,000万円
相続税	600万円

4,000万円減少!

※相続税は法定相続人が2人である場合の仮定です。

協力企業

積水ハウス

大和ハウス

ミサワホーム

アイ工務店

FPG

飛び込みで住宅展示場に

⇒家の良し悪しはハウスメーカーの担当者のも大きいですが
しかし、展示場ではどんな人が担当するかわかりません...

税理士事務所経由の場合

⇒税理士からの紹介はハウスメーカーにとっても重要です。
そのため質の高い営業マンを担当に付けることができます。
さらに特別値引きも期待できます!

塚越税務会計事務所 346-0016 埼玉県久喜市久喜東5-4-10

電話: 0480-24-2931

Email: tukakosi@tkcnf.or.jp



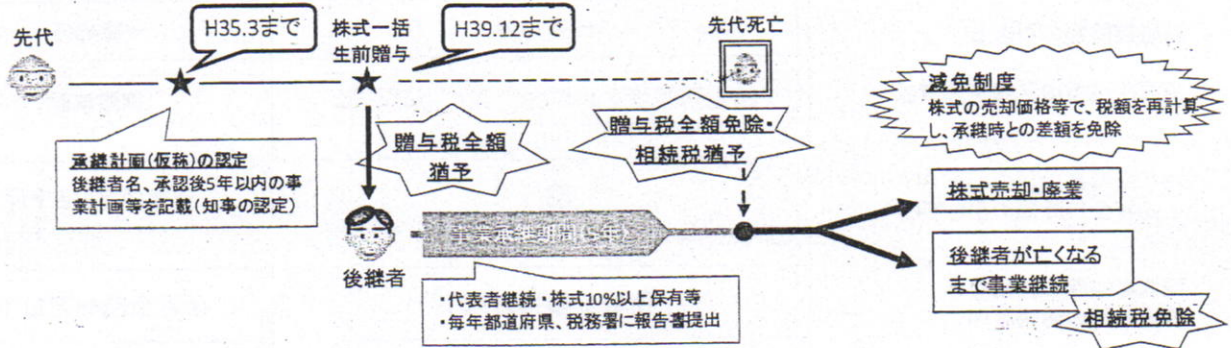
担当 公認会計士 塚越 大紀

【事業承継税制】10年以内にリタイアを考えている社長は必ず検討しましょう！！

● 適用期間

- ・施行後5年以内に事業承継計画(仮称)について都道府県知事の認定を受ける
- ・施行後10年以内に株式の移転を行う(贈与または相続による移転)

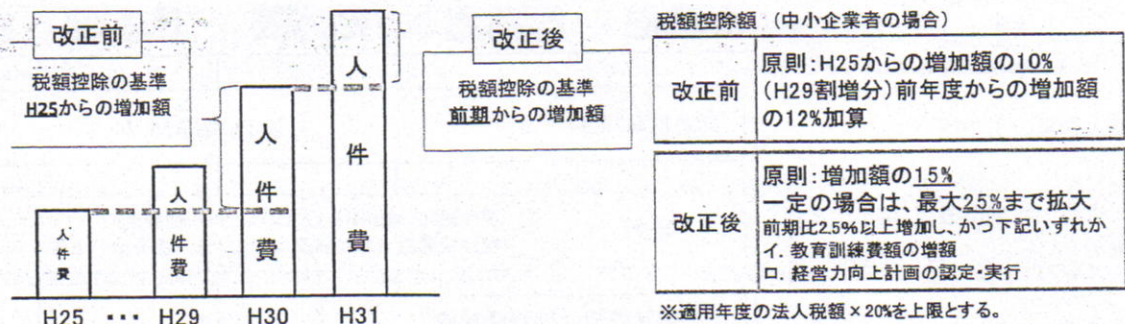
● 事業承継税制を利用した株式移転モデルケース



● どこが使いやすくなった？事業承継税制の変更点

	改正前	改正後
納税「猶予」の不安緩和！！	後継者死亡、破産等以外は免除されず、M&A、廃業の場合は利子税付きで全額納付	M&A、廃業の場合も一定額が免除される。
雇用80%維持要件原則撤廃へ！！	雇用5年平均80%維持維持できない場合は利子税付きで全額納付	雇用維持条件は原則撤廃(雇用5年平均80%を下回っても猶予税額は納付不要)
承継時に税金がかからない！！	最大全株式の評価額の53%(少なくとも全株式の47%は納税が必要)	対象株式数2/3上限の撤廃、相続時の納税猶予割合の引き上げにより、 株承時の納税負担ゼロ
多様な承継への対応ができる！！	先代一人から後継者一人のみ可能	複数人の先代経営者(代表者以外も含む)から複数人の後継者への承継が可能

【中小企業者の所得拡大促進税制】会社によって増税・減税まちまちです。計算は簡単になる！？



【給与所得控除】ビックリ！10年間で所得税はこれだけ増えています…

給与金額	所得税・復興所得税・住民税					H24からの増加額
	H24	H28	H30	H32	H34	
3,000万円	1,023.4万円	1,083.7万円	1,105.8万円	1,134.8万円	1,140.6万円	+ 117.2万円
		+ 60.3万円	+ 22.1万円	+ 29.0万円	+ 5.8万円	
2,000万円	558.6万円	582.8万円	601.5万円	609.9万円	611.4万円	+ 52.7万円
		+ 24.2万円	+ 18.7万円	+ 8.4万円	+ 1.5万円	
1,000万円	169.7万円	167.0万円	171.8万円	175.3万円	176.8万円	+ 7.1万円
		+ 2.1万円	-	+ 3.5万円	+ 1.5万円	
500万円	45.3万円	45.6万円	45.6万円	45.6万円	45.6万円	+ 0.4万円
		+ 0.4万円	-	-	-	

(扶養家族は専業主婦の奥様のみ、社保等未考慮)

暮らし

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
消費税率の引き上げ	8%		10% (軽減税率8%)		
基礎控除額の引き上げ	一律38万		一律48万		
高額所得者の基礎控除減額	高額所得者も同様38万円の基礎控除		控除減額		
給与所得控除額の引き下げ 公的年金控除額の引き下げ	現行		一律10万引き下げ		
配偶者控除の適用要件 扶養控除の適用要件	所得金額38万以下		所得金額48万以下		
国際観光旅客税の創設			日本を出国のたびに1,000円		
青色申告特別控除額の引き下げ	現行 (適用要件を満たせば65万)		適用要件追加 (満たさない場合55万)		
たばこ税の増税	現行	4年をかけて一本当たり3円増税 (加熱式も併せて増税)			
小規模宅地等の特例の 適用要件見直し	現行	適用除外要件追加			

企業

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
法人税率の引下げ	実効税率29.97	実効税率29.74			
所得拡大税制の改組 (中小企業者等)	現行	要件緩和 (増加割合1.5%又は2.5%+他要件) 税額控除額増加 (15%又は25%) (法人税額20%) 上限			H30.4開始年度から3年間
設備投資減税	即時償却or7%税額控除 償却資産税減額		H31年3月まで		
欠損金繰越年数延長	9年間	10年間			
事業承継税制の拡充	現行	後継者が要件を満たせば、相続税の納税猶予割合100%			
大法人の電子申告の義務化			H32.4以降開始年度から義務化		

事務局だより

◎組合員情報

組合員事務所移転

株式会社新東京防災 代表取締役 齋藤 恭志

移転日 平成30年1月29日(月)

新住所 〒153-0042

東京都目黒区青葉台4-7-7

住友不動産青葉台ヒルズ6F

新TEL 03-6412-8333

新FAX 03-6412-8433

(敬称略)

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物(完成工事)賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●業務災害補償保険(ビジネスJネクスト)：

三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携しています。

◎ご注文は今後もFAXをお願いします。

組合員の皆様には、いつもFAXでご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後ともFAXをお願いいたします。